

『退職給付会計の課題の考察』 研究報告書

年金総合研究所および本プロジェクトの目的

一般社団法人年金総合研究所は、「産学官連携のもと、年金制度全般について学際的かつ政策提言が可能なレベルの研究を実施することを目的とした研究機関」として、2012年10月1日に創設された。「信頼できる年金制度確立のため、企業年金を含め適正なリスク管理に基づいた運用の在り方、年金数理に裏付けられた健全な年金財政の在り方など、あらゆる角度から公的年金・企業年金を研究し各方面に政策提言を行う」（坪野剛司理事長の「創設の趣旨」から）ことを目指している。

この趣旨にもとづき、本「退職給付会計プロジェクト」（以下、「PT」とも略）は、同研究所の後援のもと、2013年4月、「退職給付制度の企業会計上の評価について、日本の制度の特質を勘案し、来るべき国際会計基準での本格的な検討への寄与も視野に入れて、調査・研究を行う。」ことを目的に設立され、現在まで活動してきた。この活動における成果が、本報告書である。

なお、プロジェクトの委員は、次の通りである。

<座長> 久保 知行 （名古屋大学大学院多元数理科学研究科 招へい教員）

<委員> 稲葉 雅博 （企業年金連合会 主任数理役 年金数理人）

上野 雄史 （静岡県立大学 専任講師 会計学）

姜 昌憲 （日本大学 助手 会計学）

清水 信広 （厚生労働省年金局 首席年金数理官）

挽 直治 （日本大学 准教授 会計学）

松原 良 （（有）もんちゃんほうす 年金数理人）

柳瀬 典由 （東京経済大学 教授 保険論・ファイナンス論）

渡邊 貴士 （亜細亜大学 准教授 会計学）

<専門アドバイザー>

石原 公一郎 （国民健康保険中央会 調査役）

北野 信太郎 （マーサー ジャパン（株）アクチュアリー）

<顧問> 今福 愛志 （日本大学 名誉教授 会計学）

『退職給付会計の課題の考察』 研究報告書

略語・訳語一覧表

略語	英文	訳語
ABO	Accumulated Benefit Obligation	累積給付債務
ASB	Accounting Standards Board	(英国) 会計基準審議会
CB	Cash Balance (plan)	キャッシュバランス制度
CBO	Current Benefit Obligation	現在給付債務
DA	Defined Accumulation (plan)	累積建て制度
DB	Defined Benefit (plan)	給付建て制度
DC	Defined Contribution (plan)	掛金建て制度
EFRAG	European Financial Reporting Advisory Group	ヨーロッパ財務報告諮問グループ
EITF	Emerging Issues Task Force	(米国) 緊急問題専門委員会
FAS	Statement of Financial Accounting Standards	財務会計基準書
FASB	Financial Accounting Standards Board	(米国) 財務会計基準審議会
FAS87	Statement of Financial Accounting Standards No.87, <i>Employers' Accounting for Pensions</i> (1985)	『事業主の年金会計』
FAS158	Statement of Financial Accounting Standards No.158, <i>Employers' Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement Plans</i> (2006)	『給付建て年金およびその他退職 後制度に関する事業主の会計』
FRS17	Financial Reporting Standard No.17, <i>Retirement Benefits</i> (2000)	『引退給付』
IAS	International Accounting Standards	国際会計基準
IAS19	International Accounting Standard No.19, <i>Employee Benefits</i> (2011)	『従業員給付』
IASB	International Accounting Standards Board	国際会計基準審議会
IFRIC	International Financial Reporting Interpretation Committee	国際財務報告解釈指針委員会
IFRS	International Financial Reporting Standards	国際財務報告基準
PAAinE	Pro - active Accounting Activities in Europe	ヨーロッパの会計の事前対策活動 (EFRAG とヨーロッパの基準設 定機関との共同活動)
PBO	Projected Benefit Obligation	予測給付債務
VBO	Vested Benefit Obligation	受給権確定債務

『退職給付会計の課題の考察』 研究報告書

報告書の概要

この報告書では、各委員より、当 PT における 2 年間の分析を経て、それぞれの知見に基づく立場より、退職給付会計にかかる課題の考察を提示している。各委員の意見は、かならずしも統一がとれたものではないが、退職給付会計という巨象を、それぞれの専門的立場から考察したものであって、読者には、そうした考察を通じて、改めて退職給付会計について検討していただきたいと思う。

まず、第 1 論文「年金債務の帰属・配分と年金制度の識別基準」（今福）は、わが国の退職給付会計基準について新たな年金制度の再構築をめぐる国際的な動向と IFRS の展開にてらして、その意義と限界を明らかにしたものである。退職給付会計基準の要諦は、退職給付債務に関して「退職給付見込額」を「配分」という会計操作によって得られるとする現行の考え方に対し、あくまでも年金の実態の写しかたは、年金制度の給付から導かれなければならないとする。いいかえれば、年金会計基準は DB と DC という 2 つの年金制度の識別でなく、あらたな年金制度の識別基準の策定こそもっとも重要な課題であるとして、国際的に再構築されている多様な形態の年金制度をふまえた新たな制度識別基準を検討している。

次に、第 2 論文「企業年金制度の多様性とそれらの会計上の債務」（久保）では、年金制度に対する会計基準では、予測給付債務（PBO）方式に基づく FAS87 の概念が、国際会計基準 IAS19『従業員給付』の再構築においても引き継がれてきたが、年金制度の多様性を吟味し、退職一時金制度も含めたキャッシュバランス制度などの累積型の年金（および一時金）制度に対しては、期末において仮に退職したとした場合に支給される給付額をベースとした現在給付債務（CBO）方式と呼ぶ新たな方式を提言している。

第 3 論文「実務から見た退職給付債務の測定～その回顧と展望～」(松原) では、様々な形態の年金制度が出現してきた中での予測給付債務（PBO）方式の適用に疑問を呈し、FAS87 制定時の議論を 1970 年代後半の二つの文献により顧みたとし、割引計算の導入は当時の制度について必要性があったものの、給与上昇も見込む PBO とすることには、決定的な要因はなかった、としている。その後増加してきたキャッシュバランスでは、FAS87 の前提の $VBO \leq ABO \leq PBO$ という関係が成立しなくなっていることを踏まえ、その測定方法について、仮想個人勘定残高を基礎とする ABO 方式による債務と、仮想個人勘定残高のいずれか高い方を債務とする手法を提案している。

第 4 論文「改訂 IAS19 号による確定給付負債の測定の現状と課題」（清水）では、改訂 IAS19 による確定給付負債の測定は、概念フレームワークの見直しに関する IASB の討議資料による負債の「不確実性に関する予備的見解」とは相容れないものであること、会計上の都合から「拠出ベース約定」のような給付約定の新たなカテゴリーを考案することには何ら意味がないこと、負債のリスク性を測定に反映するには、複数のシナリオ下で将来給付キャッシュ・フローの現在価値を算定し、その確率加重平均をとるといった手順を踏まなければならないことなどを指摘し、状態価格密度に関するデータを一種の公共財として作成・公表していく方向で検討を進めるよう提案している。

『退職給付会計の課題の考察』 研究報告書

第5論文「拠出ベース約定」に関する一考察（渡邊）では、キャッシュバランス・プラン(CB)への対応としてIASBのDPで提示された「拠出ベース約定」概念のIASBの会議における形成過程と、それに対する各国基準設定団体等のコメントレーターを考察し、「拠出ベース約定」の概念自体が極めて難解になってしまったとし、DCに対する会計処理は極めて明確であり、各国基準設定団体等のコメントレーターが示唆するように、現行のDCとDBの定義を維持しながら、要素ごとに分解をし、それぞれ適切な測定属性を当てはめていくことが現実的な解決ではないか、としている。

第6論文「新会計基準における年金資産の内訳開示情報の分析」（柳瀬）では、2012年5月公表の「退職給付に関する会計基準」及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」のもと、新たに開示された年金資産の内訳情報を用いて、母体企業の財務健全性と年金資産運用の関連性について検討を行っている。米国では、企業年金の積立状態が芳しくなく、母体企業の財務健全性が低い企業ほど、年金資産運用における株式投資の比率が相対的に高い「リスクマネジメントのインセンティブ」が実証的に確認されている。一方、柳瀬・後藤（2015）による2014年3月期決算の上場企業のデータを用いて行った実証分析においては、母体企業の財務健全性が低い企業ほど、株式比率が高く、一般勘定比率が低い傾向にあることが確認されている。この結果は、年金資産運用の場面におけるリスクシフト仮説を支持するもので、一連の欧米の既存研究の結果とは正反対の結果であり、興味深い、としている。

第7論文「退職給付制度の運営に関する経営者の方針説明」（挽）では、2014年2月に日本版スチュワードシップ・コードが公表されたことから、これまでとは異なり経営者は退職給付制度の運営・方針に関しての明確なビジョンをもつことが求められるであろうとし、経営者は将来キャッシュ・フローの額に少なからぬ影響を与えることになる退職給付制度を含む従業員給付制度の将来像を描き、それを投資家に説明することが課題となる。経営者はこれまで以上に専門家である公認会計士、年金数理人からの助言、業務の利用が必要となる可能性がある。投資家との対話を定型句の文言で回答するのではなく、積極的に説明責任を果たすためにも課題を認識し専門家との協議を重ねたうえでのIRとなることが望ましいと思われる、としている。

第8論文「確定給付負債と年金資産の純額表示に関する論拠」（上野）では、現状では、貸借対照表（財政状態計算書）に、確定給付負債と年金資産の差額が「純額表示」されているが、企業会計上では、相応の理由（根拠）がない限り、資産と負債、収益と費用の相殺（offsetting）は認められていないとしているが、改訂IAS19では引き続き純額表示が採用され、さらに、期待運用収益率を廃止し、年金債務と制度資産との差額に割引率を掛けたものを、純利息費用として用いている。総額表示ではなく逆に、確定給付負債と制度資産との連動性を高める処理に変更されている。総額表示は、確かに他の基準との整合性を保つ上で必要のように思われるが、総額表示することは、かえって年金資産と確定給付負債が、企業が一般の営業目的で保有する資産・負債と混同されて表示されることに繋がり、情報としての質を低下させる可能性がある、としている。

『退職給付会計の課題の考察』 研究報告書

第9論文「多数事業主制度の会計処理に関する考察」（稲葉）では、多数事業主制度に加入している事業主の会計処理について論じている。米国基準では確定拠出型の会計処理、国際基準では原則として確定給付型の会計処理を行うべきとされ、両者の間に大きな考え方の相違が見られる。日本基準では多数事業主制度を広く捉えており、その中で確定給付型と確定拠出型のいずれの会計処理を用いるかについての線引きにかなり踏み込んでいる。本論文では、「①多数事業主制度は、制度が給付義務を負っており、各事業主は保険ないし共済の仕組みを通じた拠出義務のみを有していること」「②確定給付型の会計処理を行うにしても、実務上、制度全体の会計上の給付債務に関する情報が得られないこと」から、確定給付型の会計処理は好ましくなく、確定拠出型の会計処理と追加負担の判断材料の開示で対処していかざるを得ないことを指摘している。

第10論文「韓国の企業年金制度と会計へ影響」（姜）では、韓国の状況を紹介している。韓国では、1961年に法定退職金として実施され50年あまり長く利用されてきた退職年金制度に終わりを告げ、2005年に導入された退職年金制度（DB、DC）に代替されようとしている。一方、企業年金では、積立不足、中間清算（在職時に退職金の受け取り）などの解決すべき問題は山積している。こうした状況にある韓国の年金制度について概要、制度導入の現況、さらに制度改革について抱える問題も検討している。韓国では、DBであっても従業員は退職時に一時金として受け取ることが可能であり、実際に一時金として受け取る割合が高い。国際会計報告基準（IFRS）を導入する前には韓国採択国際会計基準（K-IFRS）を適用すると大幅に年金負債が増加するだろうと予想された。しかし、本稿で示した研究は、累積給付債務（ABO）とPBO（予想給付債務）の差がそれほどないことを示す。ある研究ではABOがPBOを上回る場合さえもあることを示した。結果的にIFRSの導入による年金負債への影響は少ないとも言える。その理由は、保険数理的な仮定の変動も要因はあるが、退職金の中間清算および短い定年にも起因する。このことからすると、中間清算の要件が厳しくなり、これから60歳定年が施行されれば、K-IFRSの影響は今後大きくなると予想される、としている。

以上のように、この報告書では、様々な観点から、退職給付会計の問題を論じている。会計上の取扱いが企業の意思決定に及ぼす影響も大きくなっており、今後とも、この報告書で注目した論点などが参考にされて、議論が活発化することに期待したい。

なお、申すまでもないことであるが、この報告書は年金総合研究所によってとりまとめられたものではあるが、各委員の論文は、退職給付会計PTの議論を参照しながらも、それぞれの個人的な知見および見解に基づくものであって、その文責は筆者たる各委員個人に属するものである。

『退職給付会計の課題の考察』 研究報告書

第1論文 年金債務の帰属・配分と年金制度の識別基準

今福 愛志

(要約)

わが国の退職給付会計基準の制定以来、その受け入れの仕方には、退職給付債務は、従業員の予想退職時までの「退職給付見込額」を「配分」することにより得られる、という特徴が見られる。見積りと配分という会計操作はなにも退職給付債務だけでなく、従来の引当金処理においても認められている会計の基本原則であるとみれば、そこに新奇性はない。本稿では、そうしたとらえ方に対して、退職給付（年金）会計基準による年金の実態の写しかたは、なによりも会計操作からでなく年金制度の給付からみちびかれるものでなければならない、ことを示す。

本プロジェクトが2年間にわたり検討してきた EFRAG の DP は、年金債務の測定問題に関連して、「帰属」という用語を用いているが、唯一の例外が、後期の年度の従業員の勤務が初期の年度より著しく高い給付を生じる時、直線法による配分とのかかっていることである。年金債務にとって重要な概念は、配分でなく帰属である。帰属を問題にすることはなにを意味しているのか。

IFRS の IAS19『従業員給付』の焦点は、もっぱらいわゆる数理計算上の差異のオンバランス、その他の包括利益（OCI）への表示ならびにリサイクリングにかかわる会計処理の妥当性にあつたが、実際には2000年の初頭以来、年金制度の識別基準—確定給付（DB）か確定拠出（DC）か—について、抜本的に再検討されることなく、明確な定義にいたっていない。DBとされれば、将来の昇給をふくめた予測単位積増方式により給付の累積額が測定され、それが優良債券の利回りで割り引かれて、債務の現在価値がオンバランスされる。DCと識別されれば、期末時点までに拠出されれば、オフバランスされる。

現在給与にもとづく拠出制の（または非積立の）退職一時金制度の場合、あるいは退職時まで積立（または非積立）の額に一定割合の付利が加算されるような制度（キャッシュバランス・プラン）の場合、DBとして識別されるべきなのか、それとも当該制度は最終給与にもとづく制度とは異なるとしたら別個の年金制度として識別されるべきではないのか。あるいは、拠出額に一定割合の利回りを付利した制度と最終給与にもとづく給付制度の2つのうち、どちらか高い方の給付を従業員が選択できるようなオプションが付された制度の場合、どうするか。これらの年金制度をDBまたはDCとして識別したとしても、それらの制度からみちびかれた年金債務と毎期の年金費用は、信頼性のある目的適合的な財務報告にてらして有用な情報を提供していることになるのかどうか。

年金会計基準では、見積りと配分という会計操作から導出された債務と費用ではなく、年金制度にもとづく給付の帰属の把握こそ重要な課題となっている。それは年金制度の新たな識別基準を構築することでなければならない。

本稿は2000年以来、今日にいたるまでのIFRSにおける年金制度の識別基準をめぐる議論を整理し、とらえ直し、新しい会計基準のフレームワークの可能性を提示している。その一つが、オプション権の評価という金融商品との類似の観点から接近するアプローチである。あるいは既存のDBとして識別された制度の場合であっても、債務の譲渡価値をあらわすバイアウト価値の妥当性についても、米英にみられるとおりバイアウト市場の盛況にともなって、会計基準のフレームワークを構築する外的条件の変容のひとつになっている。

年金制度の識別基準問題は、会計基準の新たなフレームワークを構築する重要な契機になると同時に、いままで以上に年金制度の持続可能性にとっても密接な関連をもつ問題となっている。

『退職給付会計の課題の考察』 研究報告書

第2論文 企業年金制度の多様性とそれらの会計上の債務

久保 知行

(要約)

年金制度に対する会計基準が1985年にFAS87『事業主の年金会計』として導入されて以来、キャッシュバランス制度などの様々な形態の年金制度が出現している。しかしながら、そのような状況下においても、予測給付債務(PBO)方式に基づくFAS87の概念は、国際会計基準IAS19『従業員給付』の再構築においても引き継がれ、維持されてきた。

この論文では、年金制度の多様性を吟味し、退職一時金制度も含めたキャッシュバランス制度などの累積型の年金(および一時金)制度(本論文では、「退職時給付制度」と呼んでいる)に対しては、現在給付債務(CBO)方式と呼ぶ新たな方式を提言している。このCBOは、期末において仮に退職したとした場合に支給される給付額である。

一方、伝統的な年金をベースとする年金制度(本論文では、「引退後給付制度」と呼んでいる)については、予測給付債務と同じく発生給付をベースとする考え方ではあるが、将来の給与上昇を含まない累積給付債務(ABO)をベースとするべきである。FAS87でABO方式ではなくPBO方式を採用した背景には、当時主流であった最終給与比例制度ではABO方式では費用発生が急増することとなることに加え、財政計算では掛金平準化のためのPBO方式が広く普及していたことがあったが、期末までに発生している負債・費用の測定にあたっては、将来の給与上昇を含まないABO方式の方が適切である。なお、退職時給付制度において、一時金と将来の年金との選択肢がある場合には、CBOとABOのうちの大きい方での評価が、経済合理性の観点から適切である。

様々な年金制度に対する会計上の債務は、CBOの概念も用いて、次表のように分類される。

分類		制度設計	会計上の債務
給付建て制度	伝統的な年金規定形態 (引退後給付制度)	最終給与比例	ABO
		累積給与比例	ABO
		平均給与比例	ABO
		定額給付	ABO
	累積的な一時金規定形態 (退職時給付制度)	最終給与比例	CBOとABOの大きい方
		累積給与比例	CBOとABOの大きい方
		平均給与比例	CBOとABOの大きい方
		定額給付	CBOとABOの大きい方
		キャッシュバランス	CBOとABOの大きい方
掛金建て制度	純粋な掛金建て制度	発生済みの未払掛金	

今こそ、様々な年金制度に対する会計上の取扱いについて考察すべき時期である。この論文の目的は、そのような研究を主導し奨励することである。

第3論文 実務から見た退職給付債務の測定～その回顧と展望～

松原 良

(要約)

年金制度に対する会計基準が1985年にFAS87『事業主の年金会計』として導入されて以来、キャッシュバランス制度などの様々な形態の年金制度が出現している。しかしながら、そのような状況下においても、予測給付債務(PBO)方式に基づくFAS87の概念は、国際会計基準IAS19『従業員給付』の再構築においても引き継がれ、維持されてきた。

実務者として退職給付債務の測定に長く携わりつつ、その間、たびたび脳裏に「なぜ要支給額ではなく、割引現在価値で評価するのか」、「なぜ将来の昇給を見込まなければならないのか」という疑問が浮かび上がった。

本稿では、まず、退職給付会計について、実務者として最も興味のある退職給付債務の測定について、まずFAS87前夜の議論を1970年代後半の二つの文献により顧みる。なぜ割引が必要だったのか、ABOではなくPBOとなったのかを検証する。割引については、当時の標準的な制度が年金制度であったことが大きな要因であったことが分かる。ABOではなく、PBOとなった論拠については、定かではないことが分かる。

次に、最終給与比例の制度について、退職給付債務測定の実務を、ある計算プログラムを例にとって検証する。評価日までに発生している給付額を求める際に、ABO方式とPBO方式では、根本的な違いがあることが分かる。PBO方式では、期間帰属計算において給与予測が必要であり、そのために予想退職期を想定する必要がある。ABO方式では、給与予測が不要なためにその必要はない。発生給付額を見込む段階において、予想退職期を想定する必要がないことは、ABO方式とPBO方式の根本的な違いである。

21世紀に入って急増してきたキャッシュバランスについて、PBO方式を適用するために、実務では何が行われているかを検証する。将来の給与上昇を見込んだ給付の見込額を、期間帰属計算するために、発生基礎を無理にあてはめて計算が行われている。結果として算出されるPBOの額は、ABOの額を下回ることもあり、さらには、評価日の仮想個人勘定残高を下回ることが多い。伝統的給付建て制度の場合には、FAS87では、 $VBO \leq ABO \leq PBO$ という関係が成り立つことが前提となっている。これが全く成り立たない制度が出てきてしまったのである。

最後に、キャッシュバランスの債務測定手法として、仮想個人勘定残高を基礎とするABO方式による債務と、仮想個人勘定残高のいずれか高い方を債務とする手法を提案している。

『退職給付会計の課題の考察』 研究報告書

第4論文 改訂 IAS19 による確定給付負債の測定の現状と課題

清水 信広

(要約)

職域年金の各種リスク分担制度に係る債務の認識と測定が、2011年に改訂された退職給付に係る国際会計基準（以下、改訂 IAS19）においてどのように取り扱われているか（又は取り扱われることになるか）は、改訂 IAS19 の定める確定給付義務（DBO）の測定における問題の所在を明確にするという意味でも、また、各種リスク分担制度の普及を図り、事業主と従業員・退職者の間の適切なリスク分担を促進していく観点からも、極めて重要なポイントとなる。

周知のとおり、改訂 IAS19 における確定給付義務の測定の基本的な考え方は、期末までの就労と引き替えに稼得された、今後の賃金上昇や死亡率変動等に起因する不確実性を伴う将来の給付に係る事業主の費用を、人口や金融の変数について単一の仮定を設けた上で予測単位積立方式により推計し、これを割り引いて得た「現在価値」により測定するというものである。そして、こうして測定された額から制度資産の公正価値を控除した額が確定給付負債（又は資産）として認識される。しかしながら、この考え方によったときには、利回り保証の付いた制度やキャッシュ・バランス・プランに係る確定給付義務の測定において、直ちに困難に直面する。

言うまでもなく、不確実性を伴う将来キャッシュ・フローの予測は、それを現時点の価値に割り引く割引率の設定と切り離して考えることはできない。改訂 IAS19 は、改訂前と同様に、不確実性を伴うキャッシュ・フローを単一の前提に基づいて計算し現在価値に割り引くものとし、しかも、その際の割引率の設定は将来キャッシュ・フローの期待値の計算とは別個のものとして取り扱っている。加えて、将来死亡率の不確実性（リスク）が負債評価に与える影響について特段の評価を加えていない。

本稿では、改訂 IAS19 による確定給付義務の測定に関するこうした基本的な問題点を、2013年に公表された概念フレームワークの見直しに関する IASB の討議資料、及び、2008年～2009年に公表された年金の財務報告に関する EFRAG の討議資料及び同再検討資料の議論を踏まえて分析し、問題の所在を明確化するとともに（第1章）、財の共分散価格式に照らし、将来キャッシュ・フローの不確実性を負債の測定に反映させるための改善の方向性を考察する（第2章）。加えて、改訂 IAS19 の下で、各種リスク分担制度に係る確定給付義務の測定がどのように行われることになるか、改訂 IAS19 の規定や結論の根拠における記述振りを分析し、条件付きスライド制度などリスク分担の具体的な仕組みに応じて検討を加えた上、不確実性を伴う確定給付義務の測定を巡って改訂 IAS19 の抱える問題を改めて浮き彫りにすることとしたい（第3章）。

『退職給付会計の課題の考察』 研究報告書

第5論文 「拠出ベース約定」に関する一考察 ——IASB 会議とコメントレターを手がかりとして——

渡邊貴士

(要約)

2011年6月に公表されたIAS 19『従業員給付』が設定されたことで、問題とされていた数理計算上の差異の遅延認識や退職給付費用の分解表示については、ある程度、解決がなされたといえるであろう。しかしながら、現在でも問題となっているキャッシュ・バランス・プラン(CB)に対しては、DPにおいて提案されていた「拠出ベース約定」(contribution-based promise)という概念を用いて、問題解決を試みたが、基準化されることはなかった。結局、これまでの制度分類、すなわち確定拠出制度(defined contribution plan)(DC)か確定給付制度(defined benefit plan) (DB)かによって、その会計処理が大きく異なる点は、変更がないということになる。

本稿は、仮にDBが大きく減少し、そのかわりにDCやCBが大きく増えていくという状況が起きた場合の会計基準の無機能化を懸念して、2つのこと、「拠出ベース約定」という概念がIASBの会議においてどのように形成されてきたのかということとこの概念に対する各国基準設定団体等のコメントレターを考察することで、将来の会計基準の方向性を考えるにあたって、何かしらの知見が得られるのではないかと考えた。

「拠出ベース約定」という概念は、IASBの会議においても、様々な議論がなされたものの、概念自体が極めて難解になってしまったことは否めない。私自身は、第71回の会議において、確定拠出約定と確定リターン約定を結合させ、給付約定のカテゴリーを可能な限り少なくしたことがターニングポイントになったのではないかと考える。というのも、DCに対する会計処理は、極めて明確であり、わざわざ捨て去る必要はないと考えるからである。また、各国基準設定団体等のコメントレターが示唆するように、現行のDCとDBの定義を維持しながら、要素ごとに分解をし、それぞれ適切な測定属性を当てはめていくことが現実的な解決になるように思われる。

第6論文 新会計基準における年金資産の内訳開示情報の分析

柳瀬 典由

(要約)

企業会計基準委員会が2012年5月に公表した、「退職給付に関する会計基準」及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下、新会計基準）のもとでは、年金資産の主な内訳（債券、株式等の区分）等、開示項目も拡充されることになった。他方、AIJ投資顧問による年金資産消失事件で社会的関心が高まったように、年金資産運用に関する情報開示の問題は、制度加入者や受給者のみならず、株主や債権者等、母体企業のステークホルダーの観点からも重要なテーマである。従来、公開情報から、個別企業の年金資産運用の状況を確認することは困難であったので、新会計基準のもと、年金資産運用の内訳を把握できるようになったことは、学術研究の見地からも意義深い。

例えば、Rauh (2009)をはじめとする一連の既存研究によれば、米国においては、企業年金の積立状態が芳しくなく、母体企業の財務健全性が低い企業ほど、年金資産運用における株式投資の比率が相対的に高いことを実証的に確認している。これは、米国においては、リスクマネジメントのインセンティブが、リスクシフトのインセンティブよりも支配的であることを示唆するものである。

しかしながら、企業年金制度は国ごとに違いがあり、このことは、母体企業による年金政策におけるインセンティブのあり方に大きな影響をもたらす。特に、わが国の制度は米国のそれとは大きく異なっており、米国の実証結果がそのまま日本でもあてはまるとは限らない。

そこで、柳瀬・後藤 (2015)は、わが国の企業年金制度が米国のそれと大きく異なる点として、主に、給付保証の未制度化と給付減額の可能性の2つを取り上げ、その上で、2014年3月期決算の上場企業のデータを用いた実証分析を行っている。

本稿の目的は、柳瀬・後藤 (2015)において考察、分析された点について、記述統計を中心に平易に再整理することにより、母体企業の財務健全性と年金資産運用の関連性に関する日米間の相違について、改めて検討を加えることにある。2014年3月決算企業を対象に、新会計基準のもとで新たに開示された年金資産の内訳情報を検討した結果、アルトマンのZスコアで測った母体企業の財務健全性が低い企業ほど、株式比率が高く、一般勘定比率が低い傾向にあることを確認することができた。この結果は、年金資産運用の場面におけるリスクシフト仮説を支持するものであり、Rauh (2009)をはじめとする一連の欧米の既存研究の結果とは正反対の結果であり、興味深い。

但し、今回の分析は、新会計基準の適用直後ということもあり、1年間のクロスセクションの情報のみを用いたものである。この点、今回の分析結果がどの程度、頑強性のあるものであるか、引き続き、複数年のデータを蓄積した上で再検討することが求められる。今後の課題としたい。

『退職給付会計の課題の考察』 研究報告書

第7論文 退職給付制度の運営に関する経営者の方針説明

—ディスクロージャーの視点から—

挽 直治

(要約)

2014年2月に日本版スチュワードシップ・コードが公表され、従来よりも増して経営者が経営戦略等に関する中長期的なビジョンをもっているかについて、投資家が強い関心を示すことが想定されている。企業の将来業績に係る情報を「目的を持った対話(エンゲージメント)」の中で具体的に説明する機会が増大するのであれば、これまでとは異なり経営者は退職給付制度の運営・方針に関しての明確なビジョンをもつことが求められるであろう。

近年確定給付制度を運営する母体企業はリスクを緩和するためのいくつかの方策を採るなど制度自体に新たな展開がみられている。すなわち、これまでの確定給付制度から確定拠出制度への移行だけにとどまらず、年金制度の凍結、清算さらには、制度に係るリスクを企業側と加入者のそれぞれが分担するという新たな年金制度の設計を行う企業も増大している。

経営者は将来キャッシュ・フローの額に少なからぬ影響を与えることになる退職給付制度を含む従業員給付制度の将来像を描き、それを投資家に説明することが課題となる。ただし、退職給付制度を取り巻く環境の変化を短絡的に説明することはあまり有意義ではなく、長期的な視野のもとに退職給付制度を永続的に存続させることを意図しているのか、年金リスクを可能な限り低減して企業の成長戦略を策定しようとしているのか、あるいは従業員給付制度自体の見直しを想定しているのかが問われることになろう。

受託機関の投資先の企業が受託機関との間で専門性の高い退職給付制度に関する対話、例えば制度の存続、凍結、清算を行う場合における母体企業への影響度のシミュレーションについての説明を求められるということである。法規制のもとでの退職給付制度の当期末の現状と期末を開示することで完了していた状況から、年金基金の受託機関がIRではほとんど俎上に載せることもなかった退職給付制度の将来像について、投資先の企業に対し見解を求める状況が想定される。

本章では、わが国のIFRS適用企業、米国基準の採用企業を対象とした退職給付情報の開示状況をとおして、それらの具体的な説明方法についての現状を比較検討した。こうした問題意識のもとで、退職給付情報の強制的自発開示への展望を模索しようとするものである。

経営者はこれまで以上に専門家である公認会計士、年金数理人からの助言、業務の利用が必要となる可能性がある。投資家との対話を定型句の文言で回答するのではなく、積極的に説明責任を果たすためにも課題を認識し専門家との協議を重ねたうえでのIRとなることが望ましいと思われる。

第8論文 確定給付負債と年金資産の純額表示に関する論拠

上野 雄史

(要約)

この章では、確定給付負債と年金資産の純額表示に関する論拠を探る。貸借対照表（財政状態計算書）上では、確定給付負債と年金資産の差額がオンバランスされる、いわゆる純額表示が取られている。企業会計上では、相応の理由（根拠）がない限り、資産と負債、収益と費用の相殺（offsetting）は認められていない。相殺することを通じて企業の経済的な実態がかえって歪められてしまう可能性があるからである。純額表示されていることに関する問題点の指摘は、EFRAG が発行した Discussion Paper “the Financial Reporting of Pensions”の中でも、米国証券取引委員会（SEC）のスタッフが公表した「オフバランス契約、特別目的事業体及び発行会社によるファイリングの透明性に関する 2002 年サーベンス・オクスリー法のセクション 401(c)に基づく報告及び提言」の中でもされている。

しかしながら、こうした提言を受けながらも改訂 IAS19 では引き続き純額表示が採用され、また FASB においても SEC が問題点を指摘したにも係らず、FAS158 の適用の際に、この点についての見直しは行っていない。改訂 IAS19 では、期待運用収益率を廃止し、年金債務と制度資産との差額に割引率を掛けたものを、純利息費用として用いている。総額表示ではなく逆に、確定給付負債と制度資産との連動性を高める処理に変更されている。

総額表示は、確かに他の基準との整合性を保つ上で必要のように思われる。しかしながら、総額表示にすることが果たして確定給付負債、年金資産の実態を適切に捉えることに結びつくかどうか、提供される情報が有用であるかどうかは疑問である。

仮に、総額主義に基づき確定給付負債と年金資産をオンバランスし、年金資産について IFRS9 に従い公正価値か、それとも償却原価かを選択し評価した場合、年金資産の総額は必ずしも公正価値である必要はなくなる。しかしながら、こうした処理によって、年金資産の時価がバランスシート上に反映されないため、現在価値で測定された確定給付負債と比較することを通じて母体企業における年金基金の財政状況を把握することはかえって困難になると予想される。

また連結の基準においては、IFRS10 に従えば年金基金も支配の概念に含められ、連結の手続きが適用されることになる。しかしながら、年金基金のような一種のファインドに近いような事業体に対して連結の範囲に含め、通常の一般事業体と同じ処理をすることが、年金基金の実態を適切に捉えることになるかどうか疑問である。

総額表示することは、かえって年金資産と確定給付負債が、企業が一般の営業目的で保有する資産・負債と混同されて表示されることに繋がり、情報の質を低下させる可能性がある。費用便益の立場からの理由（既存の基準を変更するのに要する費用）を考慮しなかったとしても純額表示は、あくまでも現時点における企業の負担額を表すのに役立つとされている。少なくとも実証的な知見において、筆者の知る限りにおいて、投資家は確定給付負債と年金資産の総額で分析するのではなく、多くの場面においてそれを差し引いた額（純額）が企業の負担分（積立不足）と位置付けているように思われる。確定給付負債を総額表示することは企業の負担そのものを表す意味では有用かもしれないが、その一方で、確定給付負債のために積み立てられた年金資産の機能を全く無視してしまうことになる。こうした情報が果たして有用であるのかどうか、という観点はより詳細に検討される必要があろう。

第9論文 多数事業主制度の会計処理に関する考察

稲葉 雅博

(要約)

多数事業主制度に加入している事業主の会計処理については、古くから検討課題とされてきたテーマであり、現在に至っても明解な結論が出ているとは思えず、実態を踏まえた明確な基準を設けることが望まれるところである。

まずは、米国基準、国際基準および日本基準における会計処理の現状の取扱いと見直しの動向を概観してみている。その中で、米国基準では確定拠出型の会計処理、国際基準では原則として確定給付型の会計処理を行うべきとされ、両者の間に大きな考え方の相違が見られる。特に、後者では、例外的に確定拠出型と同じ会計処理を認めていることを問題に掲げており、将来の検討課題としている。日本基準では多数事業主制度を広く捉えており、その中で確定給付型と確定拠出型のいずれの会計処理を用いるかについての線引きにかなり踏み込んでいる。一方、EFRAGのDPとFBでは確定給付型の会計処理を行うべきあり、確定拠出型の会計処理は認めるべきでないとして、国際基準が目指す方向と同じものを提案している。

これに対して、本論文では、以下の観点から確定給付型の会計処理は好ましくなく、確定拠出型の会計処理と追加負担の判断材料の開示で対処していかざるを得ないことを指摘している。なお、わが国については多数事業主制度のうち総合型を対象にしている。

- ① 多数事業主制度は、制度が給付義務を負っており、各事業主は保険ないし共済の仕組みを通じた拠出義務のみを有していること。
- ② 確定給付型の会計処理を行うにしても、実務上、制度全体の会計上の給付債務に関する情報が得られないこと。仮に、各事業主で会計上の給付債務を把握していく場合には、今度は各事業主の資産の把握に様々な問題がある上、そもそも多数事業主制度における保険ないし共済の仕組みが的確に評価されていないこと。

最後に、このような検討を行っている間にも多数事業主制度は変貌しており、米国と日本の状況を紹介している。米国では規模の大きな多数事業主制度の中に財政状況が極めて厳しくなっているところがあり、それらを通じてPBGCの支払保証制度の財政破綻が予想されるまでになってきた。そこで、一定の要件を満たした多数事業主制度に過去分の給付削減を認める法律が2014年12月に成立した。これは社会的契約を破棄し、ERISAの基本理念の一つを破るものであり、画期的な出来事であると同時に、多数事業主制度における米国型の給付設計の限界を示している。一方、日本では2014年4月に「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が施行された。これにより、代表的な多数事業主制度である厚生年金基金の総合型の多くは、後継制度への移行を視野に入れつつ、代行返上または解散のいずれかの選択を迫られている状況にある。代行返上を始め、新たに総合型の確定給付企業年金を設立するにあたっては、追加負担が発生しにくく、各事業主の持分を明確にして掛金負担の納得性を高め、多くの事業主が参加しやすい貯蓄型の給付設計が中心になっていくのではなかろうか。以上のような動きからも、多数事業主制度に加入している事業主の会計処理は支払うべき掛金を費用とすることで十分である。

『退職給付会計の課題の考察』 研究報告書

第 10 論文 韓国の企業年金制度と会計へ影響

姜 昌憲

(要約)

韓国は 1961 年以来法定退職金として実施され 50 年あまり長く利用されてきた退職年金制度に終わりを告げ、2005 年に導入された退職年金制度 (DB、DC) に代替しようとしている。このような動向は、公的年金である国民年金が老後の所得保障という役割を果たさない実情においてはますます重要となっている。そして、中小企業の加入率の低迷、積立不足、中間清算 (退職時に退職金の受け取り) など企業年金が抱える問題は山積している。本稿では、こうした状況にある韓国の年金制度について概要、制度導入の現況、制度の改正、さらなる制度改革について検討する。なお、国際財務報告基準 (IFRS) の導入が退職給付債務へ及ぼす影響についても会計基準および年金制度の両側面から検討する。

2005 年に導入された退職年金制度は、既存の退職金制度を存続させたままで、確定給付制度 (DB)、確定拠出制度 (DC)、および個人型退職年金製 (IRP) を新たに導入した。当該制度の導入から 9 年余りの年月が経っているが、その導入率は事業所全体に対して約 16% と非常に低い。なお、大企業の DB を導入する割合は高く、中小企業の DC の導入率が高い、ということは特徴のひとつとも言える。このような現象は、DB が世界的に廃止される傾向を考えると逆行するようにも見える。しかし、そこでは、DB であっても従業員は退職時に一時金として受け取ることが可能であることと、実際に一時金として受け取る割合が高い (約 90%) ことが理由としてあげられる。すなわち、事業主は DB を導入しても負担するリスクはそれほど高くないからであろう。

中小企業の退職年金制度の導入率が低いことは当面の課題である。その導入率の拡大を図るために複数使用者制度 (複数事業主制度)、基金型退職年金制度の導入などのさまざまな制度改革がなされる予定である。複数使用者制度は DC に限定し導入される予定である。DB と DC の両方に対して複数事業主制度 (連合型および総合型) が導入された日本とは違いがある。

退職年金制度が抱える問題は、全体の導入率が低いことはもちろん高い中間清算率、一時金として支払い、積立不足による退職金の不払いの多発があげられる。これらの問題に対処するために、中間清算の要件は以前より厳しくする法律、すなわち勤労者退職保障法の改正が行われた。なお、積立不足から勤労者の受給権を確保するために 2020 年までに積立率 100% まで段階的に引き上げる計画も政府の関係機関から公表されている。守らなかった企業には罰則規定も設ける予定である。このように韓国の退職年金制度はまさに過渡期である。制度が企業および従業員に根付くまで時間が要するかもしれない。とくに積立不足の問題は制度の問題よりも企業経営にかかわる問題であるだけに企業努力にかかわる問題である。

IFRS を導入する前には韓国採択国際会計基準 (K-IFRS) を適用すると大幅に退職給付債務が増加することになると予想する傾向が強かった。しかし、本稿で示した研究は、(累積給付債務 (ABO) と予測給付債務 (PBO) の差がそれほどなかったことを示す。ある研究では ABO が PBO を上回る場合さえあることを示した。結果的に IFRS の導入による退職給付債務への影響は少ない、と言える。その理由は、保険数理的な仮定—割引率および賃金上昇率—の変動の要因もあるが、退職金の中間清算および従業員の短い定年 (平均 56.7 歳) にも起因する。すると、中間清算の要件が厳しくなったことに加えて、2016 年から定年を 60 歳とする法律が施行されれば、ABO と PBO の差は今後大きくなると予想される。